

## 雇用調整助成金が段階的に縮小されます

厚生労働省は、コロナ禍からの経済の回復が進んでいることや、最近の雇用情勢などを踏まえ、令和4年10月から雇用調整助成金の特例措置を縮小する方針を表明しました。

### 雇用調整助成金とは？

雇用調整助成金(以下、雇調金という)とは、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。

また、雇調金の特例措置とは新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける事業主の為に、助成率及び上限額の引き上げを行う措置の事を言います。(令和2年4月1日から措置適用開始)

その特例措置が令和4年10月から段階的に縮小されることとなります。



### 雇用調整助成金の支給対象となる事業主

下記記載の3つの要件をすべて満たしている必要があります。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が減少している。
- ②最近1ヶ月間の売上高または生産量などが、令和4年9月末までは「前年同期比等で5%以上減少」、令和4年10月以降は「前年同期比等で10%以上減少」している。
- ③労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。

### どのように縮小されるのか？

縮小内容については、下記の通りとなります(中小企業も大企業も同じ)。

令和4年7~9月	一人一日当たりの上限額		令和4年10~11月	一人一日当たりの上限額
原則的な特例措置※1	9,000円	➡	原則的な特例措置※1	8,355円
地域特例※2 業況特例※3	15,000円		地域特例※2 業況特例※3	12,000円

※1 令和4年10月以降は前年同期比等で1ヵ月10%以上減少している事業主。(令和4年9月末までは同5%以上の減少)

※2 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による要請を受けて営業時間の短縮等に協力する事業主。

※3 生産指標が、最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。

なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

### 雇調金特例、今後の見直しについて

特例措置が設けられて以降、令和4年8月19日までの雇調金総支給決定額は累計で5兆9,900億円に上っており、雇用保険財政を圧迫していることから、今回の見直しが決まりました。

12月以降の雇調金支給要件は感染状況などを踏まえて改めて検討する方針となっており、最終的には、通常額へと段階的な縮小を図る見込となっております。

なお、不正受給の対応を厳格化しており、不正受給は刑法第246条の詐欺罪等に問われる可能性があります。